

四日市羽津医療センター附属介護老人保健施設

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の趣旨）

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する四日市羽津医療センター附属介護老人保健施設（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーションの介護保険在宅サービス（以下「在宅サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設及び事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用者（以下「通所利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 通所利用者については、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法その他必要なリハビリテーションを行い、通所利用者の心身の機能の維持回復を図り、通所利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設の利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当施設は介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者、その他保険医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービスを受けることができるよう努める。
 - 5 当施設では明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 当施設のサービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 7 当施設の利用にあたっては、事前に利用希望者の心身の状況を把握し、利用希望者またはその家族に対して、当施設の利用の適否を含め適切な助言を与えることとする。
 - 8 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 9 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努

めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 当施設の名称及び所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 施設名 四日市羽津医療センター附属介護老人保健施設
通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)
- (2) 所在地 三重県四日市市羽津山町10番8号
- (3) 開設年月日 平成8年5月1日
- (4) 電話番号 0593-334-3388 FAX番号 0593-334-3377
- (5) 管理者名 施設長 山本 隆行
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2450280041号)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容はつぎのとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 医 師：利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
1.0人以上
- (2) 看護職員：医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
1.0人以上
- (3) 理学療法士：入所利用者及び短期入所利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに通所利用者に対し、利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。
1.0人以上
- (4) 介護職員：利用者の通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
2.0人以上
- (5) 管理栄養士：施設サービス利用者の献立の作成をするとともに、通所リハビリテーション利用者及び介護予防通所リハビリテーション利用者の献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
1.0人以上
- (6) 支援相談員：利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村等との連携をはかるほか、ボランティアの指導等を行う。
1.0人以上
- (7) 事務員：管理者の指示を受け、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間を以下のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日・祝祭日、12月29日から1月3日を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時15分までを営業時間とする。
- (3) サービス提供時間は、
 - 1単位： 9時15分～15時30分
 - 2単位：10時15分～16時30分

(利用者の定員)

第6条 当施設の利用者の定員をつぎのとおりとする。

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション利用者を含む)の利用定員数は、30人とする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 サービス内容は次のとおりとする。

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士等、リハビリテーションスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法その他必要なリハビリテーションを行うとともに、入浴介助もしくは特別入浴介助の実施、食事の提供、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 通所利用者の利用料として、食費、日用生活品費、教養娯楽費、基本時間外施設利用料、おむつ代、理美容代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域及び実施時間)

第9条 通所利用者の通常の事業の実施地域は、原則として四日市市内のうち県道365号線沿い以北、東名阪自動車道以東、主要地方道四日市多度線以南で、施設を出発し順次利用者を乗車または降車させ施設へ戻る時間が職員の勤務時間内において1時間以内とし、実施時間は別に定める通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの開始、終了時間に合わせて実施する。

(身体拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その

結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第 11 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 12 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設利用に当たっての留意事項)

第 13 条 当施設の施設サービスの利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒は原則として禁止する。
- ・ 喫煙については、敷地内全面禁煙とする。
- ・ 火気の取り扱い、発火物、危険物の持ち込みを禁止する。
- ・ 設備、備品は施設長の指示により利用し、毀損することなく取り扱い、施設外への無断持ち出しは禁止する。
- ・ 所持品、備品等の持ち込みは原則として禁止する。
- ・ 金銭、貴重品は自己の責任において管理することとする。
- ・ 通所利用時の医療機関での受診は、当施設の医師の指示以外はできないものとする。
- ・ 施設内での宗教活動を禁止する。
- ・ ペットの持ち込みを禁止する。
- ・ 施設内での営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為を禁止する。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設の非常災害対策については、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行う。また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を置き、つぎのとおり万全を期す。

(1) 防火管理者には、併設病院管理者を充てる。

火元責任者には、事業所職員を充てる。始業時、終業時には火災・危険の排除を主眼とした簡易な自主検査を行う。

非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼するものとし、点検に当たっては防火管理者が立ち会う。

非常災害用設備は、法令に定められた基準に適合するものとし、常に有効に保持するよう努める。火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自営消防隊の編成により、任務の遂行に当たる。

防火管理者は、つぎにより施設職員に対して防火教育及び消防訓練を実施する。

年2回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練（一回は夜間想定）

年1回以上の入所者等を含めた総合避難訓練

随時の非常災害用設備の使用方法的徹底

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制を取る。

（事業継続計画）

第15条 当施設は、非常災害や感染症の発生時においても施設サービスの継続的な提供、及び早期の事業再開を図るために事業継続計画を策定し、必要な措置を講じるものとする。

(2) 当施設は、事業継続計画について職員に周知し、事業継続計画に沿った研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(3) 当施設は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第16条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護や医療サービスを提供するために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(1) 事故発生防止のための委員会を設置し、その指針を定め、定期的に防止対策の検討を行う。

(2) 事故発生を防止するために定期的な研修を実施し、職員に対して対策の周知に努める。

(3) (2)に掲げることを適切に実施するために担当者を配置する。

（職員の服務規律）

第17条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常につきの事項に留意すること。

(1) 通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第18条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める独立行政法人地域医療機能推進機構職員就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 職員は、施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 21 条 通所者等の使用する施設、食器その他設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒、伝染病及び感染症の発生を防止するとともに、蔓延することがないように水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は毎月 1 回検便を行う。
- 4 定期的に鼠、昆虫等の駆除を行う。

(守秘義務)

第 22 条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規則に反した場合は、就業規則の懲戒規定により処分するものとする。

- 2 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者等に対して、通所者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により通所者等の同意を得る。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの定員を超えて利用させない。

- 2 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項は、別に定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する

この運営規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する

この運営規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する

この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する

この運営規程は、令和 1 年 4 月 1 日より施行する

この運営規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する

この運営規程は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する